### 大和教育学院 学校評価・自己点檢報告書(2022年度)

【評価方法】各項目の評価は、以下の分類とし、 評価欄に記号を記入してください。

A: 達成されている。

B: ほぼ達成されているが、不十分なところがあり改善に取り組んでいる。

C: 達成に向けて努力している。

D: 達成されていない/必要性に気づいていなかった。

X: 該当しない、又は評価不能な項目である。

#### 1 教育理念(理念、目的、育成人材像)

#### <理念>

日本語能力向上を図ると共に、学生の進路指導に重点を置き、多様化な文化を尊重、日本及び国際社会で活躍しうる人材を育成し、留学生を通じて世界の平和友好推進に寄与する。

#### 〈教育目標〉

- ①日本社会や学校において必要な日本語コミュニケーション能力を養う。(日本語コミュニケーションの養成)
- ②専門学校、大学や大学院への進学率100%を目指す。(進路指導の充実と進路保証)
- ③多様な文化の理解に努めグローバル貢献できる人材を育成する。(異文化理解とグローバル貢献可能な人材育成)
- ④保護者と連携を密にし、学生に対するきめ細かな生活指導を展開する。(保護者連携と学生理解)

#### 育成する人材像

日本語学習を通して日本の文化に対する理解を深め、グローバルな視野を持ち、国際交流及び世界の平和友好推進に活躍できる人材を育成することを目標とする。

評価欄

1-1 理念と教育目標が教職員、学生に周知されている。 A

#### 2 学校運営

2-1	日本語教育機関の告示基準に適合している。	А
2-2	運営方針と経営目標が明確化し、教職員に周知されている。	А
2-3	事業規模に応じた態勢になっている。	В
2-4	受け入れようとする学生の言語に対応できる組織となっている。	В
2-5	校長、主任教員及び教員は、「日本語教育機関の運営に関する基準」に適合している。	А
2-6	校長、教務主任、専任教員及び非常勤教員の職務内容及び責任と権限が明確に 定められている。	А
2-7	教育目標達成に必要な教員の知識、能力及び資質が明示されている。	А
2-8	生活指導責任者及び入管事務担当者が特定され、その職務内容及び責任と権限が明確に定められている。担当者が複数名の場合は、責任者が特定され、それぞれの責任と権限が明確化されている。	А

2-9	生活指導責任者及び入管事務担当者が学生及び教職員に周知されている。	А
2-10	入国管理局により認められた申請等取次者を配置している。	А
2-11	教員及び職員の採用方法及び雇用条件が明文化されている。	А
2-12	教員及び職員の研修等により教育の質及び支援力強化のための取組をしている。	В
2-13	教育機関としての信頼を高めるため、倫理観、振る舞い、ハラスメント防止等に関する研修を行っている。	В
2-14	教員及び職員の評価を適切に行っている。	В
2-15	情報システム化等による業務の効率化が図られている。	В

## 3 教育活動

## <目標の設定等>

3-1	教育理念等に沿ったカリキュラムの編成・実施方針等が策定されている。	Α
	入学時の日本語理解と修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は 明確にされている。	А

# <教育方法•評価>

3-3	各コースのカリキュラムは体系的に編成されており、必要に応じて見直しが行われている。	А
3-4	開示されたシラバスによって授業が行われている。	А
3-5	授業評価(生徒による授業評価を含む)の実施・評価体制は定期的に適切に行われている。	В
3-6	成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっている。	А

## <教職員>

3-7	各クラスの日本語理解・学習目的と教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置 をしている。	А
3-8	授業報告を記録し、教員間で共有するシステムが整備されている。	А
3-9	評価結果が教育の質の改善、教員の能力向上等の取組に反映されている。	А
3-10	評価基準及び方法の妥当性を検証している。	В

# 4 学習成果

4-1	進学率の向上が図られている。	А
4-2	資格取得率の向上が図られている。	А
4-3	退学率の低減が図られている。	А

#### 5 学生支援

5-1	進路指導に関する支援体制は整備され、機能している。	А
5-2	学生相談に関する体制は整備され、機能している。	А
5-3	日本社会を理解し、適応する取り組みを行っている。	А
5-4	学生全員の国民健康保険加入をはじめ、健康管理を担う組織体制がある。	А
5-5	重篤な疾病や傷害にあった場合の対応を定めている。	А
5-6	学生の生活環境への支援が行われている。	А
5-7	保護者や在日支援者と適切に連携している。	В
5-8	不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与等を発生させないための取り組みを継 続的に行っている。	А

### 6 教育環境

 6-1
 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されている。
 A

 6-2
 防災に対する体制が整備されている。
 B

#### 7 財務

 7-1
 中長期的に学校の財務は安定しているといえる。
 B

 7-2
 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっている。
 B

## 8 法令などの順守

8-1	入管法等各種法令、告示及び設置基準等の遵守と適正な運営がなされている。	А
8-2	個人情報に関し、その保護のための対策がとられている。	А
8-3	自己評価の実施と問題点の改善を行っている。	А
8-4	自己評価結果を公開している。	А
8-5	関係省庁への定期報告を遅延なく実施している。	А

#### 9 学生募集

9 - 1	理念・教育目標に沿った学生の受入方針を定め、年間募集計画を策定している。	А
9-2	募集定員を定めている。	А
9-3	機関に所属する職員が入学志願者に対して情報提供や入学相談を行っている。	A

9 - 4	教育内容、教育成果を含む最新、かつ、正確な学校情報が入学希望者の理解できる言語で開示されている。	В
9-5	求める学生像を明示している。	А
9-6	応募資格及び条件を入学希望者の理解できる言語で明示している。	В
9 - 7	募集活動を行う国・地域の法令を遵守した募集活動を行っている。	А
9-8	海外の募集代理人(エージェント等)に最新、かつ、正確な情報提供を行っている。	А
9-9	海外の募集代理人(エージェント等)の行う募集活動が適切に行われていることを把握している。	В
9-10	入学選考基準及び方法が明確化されている。	А
9-11	学生情報を正確に把握し、及び提出書類により確認を行っている。	А
9-12	入学選考を行う態勢が整備されている。	А
9-13	受け入れるコースの教育内容が志願者の学習ニーズと合致することを確認している。	А

# 10 学生支援

10-1	学生支援計画を策定し、支援態勢が整備されている。	А
10-2	休日及び長期休暇中の学生対応ができている。	А
10-3	入学直後のオリエンテーションを実施している。	А
10-4	生活に関するオリエンテーションを実施している。	А
10-5	地域交流や地域活動を実施している。	Х
10-6	住居支援を行っている。	А
10 - 7	アルバイトに関する指導及び支援を行っている。	А
10-8	交通事故等の相談態勢が整備されている。	А
10-9	定期的に健康診断を実施し、疾病、障害や感染症に対する体制を整えている。	А
10-10	学生全体の生活状況について定期的に調査している。	А
10-11	進路指導担当者が特定されている。	А
10-12	学生の希望する進路を把握している。	А
10-13	進学、就職等の進路に関する最新の資料が備えられ、学生が閲覧できる状態にある。	В
10-14	入学時からの一貫した進路指導を行っている。	А
10-15	担当者は、研修受講等により適切な情報取得を継続的に行っている。	А
10-16	入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている。	А

10 - 17	在留に関する学生の最新情報を正確に把握し、卒業生の状況を把握する取組を 行っている。	А	
10-18	在留上、問題のある学生への個別指導を行っている。	X	
10-19	不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組を継続的に行っている。	А	

# 11 教育成果

11-1	理解度・到達度の確認や進級及び卒業判定が適切に行われている。	А
11-2	日本留学試験、日本語能力試験等の外部試験の結果を把握している。	А